

第 5 7 号議案

芦屋市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市職員等の旅費に関する条例)

第1条 芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、法令又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。</u> (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方自治法第204条第1項の職員をいう。 (2) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、法令又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第204条第1項の職員をいう。 (2) 出張 職員が公務のため一時その<u>勤務庁</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れ

改正後	改正前
<u>(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。以下同じ。)</u> <u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</u> (3) 赴任 <u>新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</u> (4) 帰任 職員が死亡した場合において、<u>当該職員の遺族が生活の根拠</u>となる地に旅行することをいう。 (5) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。 (6) (略) (7) <u>旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したもの</u>をいう。	て旅行することをいう。 (3) 赴任 <u>新たに採用された職員が、採用に伴い住所若しくは居所から勤務庁に旅行することをいう。</u> (4) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、<u>その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地</u>となる地に旅行することをいう。 (5) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、<u>主として職員の収入によつて生計を維持しているもの</u>をいう。 (6) (略) <u>2 この条例において「何級の職務」という場合には、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級</u>

改正後	改正前
(旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が<u>出張又は赴任のための旅行中に</u>退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 (2) 職員が<u>出張又は赴任のための旅行中に</u>死亡した場合には、当該職員の遺族 (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族 3 (略) 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。<u>ただし、芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第14号）その他の条例により実費弁償又は費用弁償を受けることができる場合を除く。</u>	<u>の職務（行政職給料表の適用を受けない職員については、規則で定める。）をいうものとする。この場合において、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員は、同表の1級の職務にある者とみなす。</u> 3 この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する<u>全地域</u>）をいう。 (旅費の支給) 第3条 職員が出張し又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 2 職員又はその遺族が次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1) 職員が<u>出張のため旅行中に</u>退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員 (2) 職員が<u>出張のため、旅行中に</u>死亡した場合には、当該職員の遺族 (3) <u>勤続2年以上の職員が</u>死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族 3 (略) 4 職員が、<u>当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、又は職員以外の者が市の機関の依頼に応じ、</u>公務の遂行を補助するため旅行した場合は、当該職員等に対し、旅費を支給する。

改正後	改正前
5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u> 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u> 7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> (旅行命令等) 第4条 <u>次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によつて行わなければならない。</u> (1) <u>前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u> (2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u> 2 (略) 3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等の変更</u>をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の	5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u> 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u> (旅行命令等) 第4条 <u>旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行なう者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行なわなければならない。</u> 2 (略) 3 旅行命令権者は、既に発した<u>旅行命令等を変更する</u>必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規

改正後	改正前
規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をすることが</u>できる。 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、<u>又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。</u> 5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u> （旅行命令等に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の<u>変更の申請</u>をしなければならない。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の<u>変更の申請</u>をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、<u>できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請</u>をしなければならない。 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は<u>申請をしたが</u>その変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令等</u>に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受け	定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更することが</u>できる。 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、<u>又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u> 5 <u>旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。</u> （旅行命令等に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の<u>変更を申請</u>しなければならない。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の<u>変更を申請する</u>いとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後<u>できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請</u>しなければならない。 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は<u>申請したが</u>その変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令簿等</u>に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受

改正後	改正前
ることができる。 <u>(旅費の種目)</u> 第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</u> 2～4 (略) 5 <u>その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、実費額により支給する。</u> 6 <u>宿泊費は、第14条の額を上限とした実費額により支給する。</u> 7 <u>包括宿泊費は、第15条に規定する合計額により支給する。</u> 8 <u>宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> 9 <u>転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。</u> 10 <u>着後滞在費は、第18条に規定する額を支給する。</u> 11 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。</u>	けることができる。 <u>(旅費の種類)</u> 第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とする。</u> 2～4 (略) 5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。</u> 6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。</u> 7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</u> 8 <u>食事料は、旅行中の夜数（宿泊料を支給する場合を除く。）に応じ1夜当りの定額により支給する。早朝に出発し、又は夜中に帰着する旅行についても食事料を支給することができる。</u> 9 <u>日額旅費は、旅行のうち第22条に規定する旅行について、第1項の普通旅費に代えて支給する。</u>
<u>(旅費の計算)</u> 第7条 <u>旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する種目及び第10条から第19条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u>	<u>(旅費の計算)</u> 第7条 <u>旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</u>

改正後	改正前
	<u>第 8 条 旅費計算上の旅行日数は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては 4 0 0 キロメートル、水路旅行にあつては 2 0 0 キロメートル、陸路旅行にあつては 5 0 キロメートルについて 1 日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。</u> <u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。</u> <u>3 第 3 条第 2 項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第 1 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u> <u>第 9 条 旅行者が同一地域（第 2 条第 3 項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数 1 5 日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の 1 0 分の 2 に相当する額、滞在日数 3 0 日をこえる場合にはそのこえる日数についての定額の 1 0 分の 3 に相当する額に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u> <u>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u> <u>第 1 0 条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費を支給する。ただし、その旅費額は、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額をこえることができない。</u> <u>第 1 1 条 1 日の旅行において、日当について定額を異にする理由が生じた場合においては、額の多い分の定額による日当を支給</u>

改正後	改正前
(旅費の請求手続) <u>第8条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているとき	する。 <u>第12条</u> 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 (旅費の請求手続) <u>第13条</u> 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求にかかる旅費額のうち、その書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。 2 概算払にかかる旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後できるだけすみやかに、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、できるだけすみやかに、当該過払金を返納させなければならない。

改正後	改正前
<u>は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</u> <u>5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものと同みなす。</u> <u>6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。</u> <u>（職員の旅費の級別及び区分）</u> <u>第9条 職員の旅費における級別及び区分については、別表第1のとおりとする。</u> （鉄道賃） <u>第10条 鉄道賃は、鉄道（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第5条に規定する鉄道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>急行料金</u> (3) <u>寝台料金</u>	<u>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式は、規則で定める。</u> <u>（職員以外の者の旅費）</u> <u>第14条 第3条第4項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定める旅費とする。</u> （鉄道賃） <u>第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金による。</u> (1) <u>運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、別表第1に定める運賃</u> (2) <u>運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u> (3) <u>急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金</u>

改正後	改正前
<u>(4) 座席指定料金</u> <u>(5) 特別車両料金（別表第1級別1級の者に限る。）</u> <u>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</u> (船賃) 第11条 <u>船賃は、船舶（政令第6条に規定する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) <u>運賃</u> (2) <u>寝台料金</u> (3) <u>座席指定料金</u> (4) <u>特別船室料金（別表第1級別1級の者に限る。）</u> (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u>	2 <u>前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。</u> <u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの</u> <u>(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの</u> (船賃) 第16条 <u>船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。</u> (1) <u>運賃の等級を3階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、別表第1に定める運賃</u> (2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u> (3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合においては、その乗船に要する運賃</u> (4) <u>特別船席料金その他船室の特別の設備を利用するための料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合においては、前2号に規定する運賃のほか、当該料金（寝台料金を除く。）</u> (5) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合においては、前各号に掲げる運賃及び料金のほか、現に支払った寝台料金</u>

改正後	改正前
<u>0 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u> <u>(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>(宿泊費)</u> <u>第 1 4 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）を上限として、当該宿泊に要する費用の額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情があるものとして規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>(包括宿泊費)</u> <u>第 1 5 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とする。</u>	<u>(日当)</u> <u>第 1 9 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。</u> <u>2 鉄道 1 0 0 キロメートル未満、水路 5 0 キロメートル未満又は陸路 2 5 キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項に規定する定額の 2 分の 1 に相当する額による。</u> <u>3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道 4 キロメートル、水路 2 キロメートルをもつてそれぞれ陸路 1 キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u> <u>(宿泊料)</u> <u>第 2 0 条 宿泊料の額は、別表第 1 の定額による。</u> <u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u> <u>(食事料)</u> <u>第 2 1 条 食事料（第 6 条第 8 項後段に規定する食事料を除く。）の額は、別表第 1 の定額による。</u>

改正後	改正前
<u>(宿泊手当)</u> <u>第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて規則で定める1夜当たりの定額とする。</u> <u>(転居費)</u> <u>第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</u>	<u>2 前項に規定する食事料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u> <u>3 第6条第8項後段に規定する食事料については、1回につき3,500円を超えない範囲内で規則で定める。</u> <u>(日額旅費)</u> <u>第22条 第6条第9項の規定による日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもつて支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準をこえることができない。</u> <u>(近接地及び勤務地内旅行の旅費)</u> <u>第23条 近接地及び勤務地内の旅行については、第15条から第21条まで及び第24条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。</u> <u>(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費（運賃の等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には最下級の運賃）</u> <u>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合（勤務地内及び勤務地から10キロメートル未満の近接地に旅行するときを除く。）には、1日につき別表第1の日当定額の2分の1に相当する額の日当</u> <u>(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料</u> <u>2 近接地の範囲は、規則で定める。</u>

改正後	改正前
<u>における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u> <u>2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u> （退職者等の旅費） <u>第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u> <u>2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u> <u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u> （遺族の旅費） <u>第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</u>	（退職者等の旅費） <u>第25条 第3条第2項第1号の規定により職員が出張中に退職等となつた場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までのその者の退職前の職務相当の旅費</u> <u>(2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧勤務地までのその者の退職前の職務相当の旅費</u> （遺族の旅費） <u>第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要するその者の死亡前の職務相当の旅費とする。</u> <u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u> <u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、遺族1人ごとに、その帰住の際における年令に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。</u> <u>(1) 12才以上の者については、職員の死亡当時の職務相当の鉄道賃、船賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食事料</u>

改正後	改正前
<u>(職員以外の者の旅費)</u> <u>第 2 2 条 第 3 条第 4 項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定める旅費とする。</u> <u>(外国旅行の旅費)</u> <u>第 2 3 条 外国旅行の旅費は、国家公務員の例に準じて、任命権者が市長と協議して定める旅費とする。</u> <u>(旅費の支給額の上限)</u> <u>第 2 4 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 1 0 条第 1 項各号、第 1 1 条第 1 項各号、第 1 2 条第 1</u>	<u>の 3 分の 2 に相当する額</u> <u>(2) 1 2 才未満 6 才以上の者については、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額</u> <u>(3) 6 才未満の者については、職員の死亡当時の職務相当の日当、宿泊料及び食事料の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 才未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人をこえる者ごとに職員の死亡当時の職務相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。</u> <u>(外国旅行の旅費)</u> <u>第 2 7 条 外国旅行については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて、任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</u> <u>2 外国旅行中に本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに付属する島の存する領域をいう。以下同じ。）を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前各条に定めるところによる。ただし、外国航路の船舶または航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食事料又は本邦に到着した日までの日当及び食事料については、前項に定めるところによる。</u> <u>(赴任旅費)</u> <u>第 2 7 条の 2 地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の規定による職員が赴任する場合は、国家公務員の旅費の例に準じて、任命権者が市長と協議して定める額を旅費として支給する。</u>

改正後	改正前
<u>項各号及び第 1 3 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> <u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 8 条及び第 1 9 条第 1 項に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> （旅費の調整） <u>第 2 5 条</u> 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合<u>その他旅行における</u>特別の事情により又は<u>旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、<u>その実費を超える部分の旅費</u>又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 <u>2</u> 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。	（旅費の調整） <u>第 2 8 条</u> 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、<u>その他当該旅行における</u>特別の事情により又は<u>当該旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には、<u>不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費</u>又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。 <u>2</u> 任命権者は、別表第 1 の級別 2 級の者が、級別 1 級に該当する者又は同等の旅費の支給を受ける者に随行する旅行のため、<u>これらの者と同等の旅費を支給しなければ公務上支障をきたすと認めるときは、当該随行者に規則で定めるところにより級別 1 級の旅費を支給することができる。</u> <u>3</u> 任命権者は、<u>前項に定めるもののほか旅行者が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。ただし、宿泊料については、この条例で定める額を超えて支給する必要がある場合、その超える金額は 2, 0 0 0 円以内でなければならな</u>

改正後

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(補則)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第9条から第11条まで関係)

級別	職務区分
1級	市長、副市長、教育長及び病院事業管理者
2級	1級の項に掲げる以外の者

改正前

い。

(旅費の特例)

第29条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(規則への委任)

第30条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第15条、第16条、第18条から第21条まで及び第23条関係)

級別	職務区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
1級	市長、副市長及び教育	普通運賃	1等運賃	円 37	円 3,500	円 15,000	円 3,500

改正後		改正前						
		長						
	2 級	1 級から 8 級までの職務にある者	普通運賃	特別 2 等運賃	37	3, 000	14, 000	3, 000

（芦屋市議会事務局条例の一部改正）

第 2 条 芦屋市議会事務局条例（昭和 2 5 年芦屋市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （3） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 8 条 局員に対する給料、手当その他諸給与並びに服務分限懲戒等に関しては、別に定めるものの外、それぞれ市役所の例に拠る。	第 8 条 局員に対する給料、 <u>旅費</u> 、手当、 <u>退隠料</u> その他諸給与並びに服務分限懲戒等に関しては、別に定めるものの外、それぞれ市役所の例に拠る。

（芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年芦屋市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （2） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
(旅費)					(旅費)				
第6条 (略)					第6条 (略)				
2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、別表のとおりとする。					2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食料とし、その額は、別表のとおりとする。				
3 前項の旅費の支給については、この条例で定めるもののほか、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号。以下「旅費条例」という。）の規定を準用する。					3 前項の旅費の支給については、この条例で定めるもののほか、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定を準用する。 <u>この場合において、同条例の規定中「勤務地」とあるのは、「居住地」と読み替えるものとする。</u>				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分		支給単位	報酬額（円）	旅費の額	区分		支給単位	報酬額（円）	旅費の額
芦屋市教育委員会	委員	月額	175,500	旅費条例別表第1級別1級の者の旅費相当額	芦屋市教育委員会	委員	月額	175,500	芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下この表において「旅費条例」という。）別表第1級別1級の者の旅費相当額
芦屋市選挙管理委員会	委員長	月額	139,900		芦屋市選挙管理委員会	委員長	月額	139,900	
	委員	月額	85,900			委員	月額	85,900	
芦屋市監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	212,400		芦屋市監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	月額	212,400	
	議会の議員のうちから選任された委員	月額	43,200			議会の議員のうちから選任された委員	月額	43,200	
芦屋市公平委員会	委員長	月額	72,400		芦屋市公平委員会	委員長	月額	72,400	
	委員	月額	56,200			委員	月額	56,200	
固定資産評価員		月額	159,300		固定資産評価員		月額	159,300	
芦屋市固定資産評価審査委員会	委員長	日額	19,800		芦屋市固定資産評価審査委員会	委員長	日額	19,800	
	委員	日額	14,400			委員	日額	14,400	

改正後		改正前	
選挙長～その他の特別職の職員	(略)	選挙長～その他の特別職の職員	(略)

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(3) (略)	芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与<u>及び旅費</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の給与<u>及び旅費</u>の支給について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(3) (略) <u>(旅費)</u> 第6条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、<u>旅費を支給する。</u> <u>(旅費の種類、額及び支給方法)</u> 第7条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿</u>

改正後	改正前
(給与の支給方法) 第6条 (略)	<u>泊料及び食事料とし、その額その他の支給について必要な事項は、別に条例で定める。</u> (給与の支給方法) 第8条 (略)

(芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出張に係る費用の弁償) 第14条 (略) 2 出張に係る費用の弁償は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定により一般職の職員に支給される旅費の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、 <u>同条例別表第1級別2級の者とみなす。</u>	(出張に係る費用の弁償) 第14条 (略) 2 出張に係る費用の弁償は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）の規定により一般職の職員に支給される旅費の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員は、 <u>給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者とみなす。</u>

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第6条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
芦屋市病院事業管理者の<u>給与</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。 (給与の支給方法) <u>第4条</u> 給与の支給方法については、一般職の職員の例による。	芦屋市病院事業管理者の<u>給与等</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与<u>及び旅費</u>について必要な事項を定めるものとする。 <u>(旅費)</u> <u>第4条</u> 管理者が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。 <u>2 管理者の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号）別表第1級別1級の者に支給する額に相当する額とする。</u> (給与<u>及び旅費</u>の支給方法) <u>第5条</u> 給与<u>及び旅費</u>の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
(芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の

日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
（芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 施行日前に出発した旅行については、第3条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 7 施行日前に出発した旅行については、第4条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 8 施行日前に出発した旅行については、第6条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（市長の退職手当の特例に関する条例の一部改正）
- 9 市長の退職手当の特例に関する条例（令和8年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」を「芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」に改め、第1条及び第2条中「常勤特別職給与等条例」を「常勤特別職給与条例」に改める。

参 照

芦屋市職員等の旅費に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 趣旨（第1条）

この条例は、地方自治法第204条第3項及び地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、必要な事項を定めるものに改める。

イ 旅費の支給（第3条）

市が旅行役務提供契約（※1）に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、当該旅行役務提供者（※2）に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

※1 旅行役務提供契約とは、旅行業者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。

※2 旅行役務提供者とは、旅行業者等であって、市と旅行役務提供契約を締結したものをいう。

ウ 旅費の種目を次のとおり改める。（第6条）

改正後	現 行
・ 鉄道賃 ・ 船賃 ・ 航空賃 ・ その他の交通費 ・ 宿泊費	・ 鉄道賃 ・ 船賃 ・ 航空賃 ・ 車賃 ・ 日当

・ 包括宿泊費 ・ 宿泊手当 ・ 転居費 ・ 着後滞在費 ・ 家族移転費	・ 宿泊料 ・ 食事料
--	--

エ 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、ウに規定する種目及びオからセまでに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することに改める。(第7条)

オ 鉄道賃 (第10条)

(ア) 鉄道賃は鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用 (b から f までに掲げる費用は、a に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- a 運賃
- b 急行料金
- c 寝台料金
- d 座席指定料金
- e 特別車両料金 (別表第1級別1級の者に限る。)
- f a から e までに掲げる費用に付随する費用

(イ) 急行料金の支給に係る旅行距離による制限を廃止する。

(ウ) a の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。

カ 船賃 (第11条)

(ア) 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用 (b から e までに掲げる費用は、a に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- a 運賃
- b 寝台料金
- c 座席指定料金
- d 特別船室料金 (別表第1級別1級の者に限る。)
- e a から d までに掲げる費用に付随する費用

(イ) a の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最

下級の運賃の額とする。

キ 航空賃（第 12 条）

(ア) 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（b 及び c に掲げる費用は、a に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

a 運賃

b 座席指定料金

c a 及び b に掲げる費用に付随する費用

(イ) a の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級の運賃の額とする。

ク その他の交通費（第 13 条）

(ア) その他の交通費（現行の車賃）は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は次に掲げる費用（b から d までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額（現行は、旅行距離に基づく定額支給）に改める。

a 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

b 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（a に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

c a 及び b に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

d a から c までに掲げる費用に付随する費用

ケ 宿泊費（現行の宿泊料）は、旅行中の宿泊に要する費用とし、国家公務員の例に準じて、宿泊地域ごとに宿泊費基準額を上限として、当該宿泊に要する費用の額（現行は定額支給）に改める。ただし、特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。（第 14 条）

コ 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として、包括宿泊費の種目を新たに設け、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びそ

の他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とする。

(第15条)

サ 日当及び食事料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、宿泊手当の種目を新たに設け、その額は、国家公務員の例に準じる1夜当たりの定額とする。(第16条)

シ 赴任に伴う転居に要する費用(セ(ア)又は(イ)に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)として、転居費の種目を新たに設け、その額は、転居の実態を勘案して算定される額とする。(第17条)

ス 赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、着後滞在費の種目を新たに設け、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。(第18条)

セ 赴任に伴う家族の移転に要する費用として、家族移転費の種目を新たに設け、その額は、次に掲げる額とする。(第19条)

(ア) 赴任の際、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費(オからクまでの規定による額をいう。)、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(イ) (ア)に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、(ア)の規定に準じて算定した額

(ウ) 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、(イ)に規定する期間を延長することができる。

ソ 退職者等の旅費(第20条)

(ア) 退職者等の旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定める。

(イ) (ア)の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、(ア)に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相

当するものを加える。

- (ウ) 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、(ア)に規定する期間を延長することができる。

タ 旅費の支給額の上限（第24条）

- (ア) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、オ(ア)、カ(ア)、キ(ア)及びク(ア)に掲げる各費用について、オからクまで及びエの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。
- (イ) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、ケ、コ、シ、ス及びセに掲げる各費用について、ケ、コ、シ、ス及びセの規定並びにエの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

チ 旅費の返納（第26条）

- (ア) 市長は、旅行者又は旅行役務提供者が、この条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。
- (イ) 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、(ア)に規定する返納に代えて、その者に支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

ツ その他所要の規定の整備

- (2) 芦屋市議会事務局条例、芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正（第2条から第6条まで関係）
 - (1)に伴う関係規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和9年4月1日

(2) 芦屋市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置

ア この条例による改正後の芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）に規定する旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例に規定する旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例に規定する旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する部分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

イ 新条例の規定は、施行日以後に職員が退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下イにおいて「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

ウ 新条例の規定は、旅費の支給を受けることができる者が旅行命令等の変更、天災等の事情により既に支出した金額又は喪失した旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

エ 新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について、旅費の返納の規定を適用する。

(3) 施行日前に出発した病院事業管理者の旅行については、2(2)による改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(4) 2(2)による改正に伴い、市長の退職手当の特例に関する条例の関係規定を整理する。

芦屋市職員等の旅費に関する条例等の一部改正案の概要

1 条例改正の背景と目的

国の旅費制度は、昭和 25 年の制定当時の実情（領収書等の証拠資料の確保が困難であったこと等）を踏まえ、宿泊料を含めた多くの旅費種目において定額支給を原則としていた。

しかし、近年の社会情勢の変化により証拠資料の確保が容易となった一方、実際の宿泊料金が規定の定額を大きく超過する事態が生じるなど、制度と実態との乖離が課題となっていた。このため、国において、適正な実費補填を基本とする国家公務員等の旅費に関する法律の抜本的な改正が行われた。

本市においても、こうした国の制度改正の趣旨や近年の出張実態を踏まえ、宿泊料等を定額支給から実費支給に切り替えるとともに、時代に即した新たな旅費種目の創設等を行い、より適正な旅費の支給となるよう本条例の改正をするものである。

2 条例案の概要について

- (1) 定額で規定されていた宿泊料等を実費支給とする。
- (2) 移動及び宿泊が一体となったもの（いわゆるパック旅行）について支給する包括宿泊費を新設する。

3 条例案の主な改正内容の一覧について

旅費種目等	改正後	現行
鉄道賃	特別急行列車等の支給について、現行の距離制限を廃止し、鉄道の利用に必要な費用を支給対象とする。	特別急行列車は、片道 100 k m 以上。普通急行列車等は、片道 50 k m 以上で急行料金を支給する。
その他の 交通費 (現行：車賃)	定額支給を廃止し、実費支給とする。	1 km につき 37 円支給する。
宿泊費 (現行：宿泊料)	定額支給を廃止し、実費支給（上限付き）とする。 【例】東京都の場合 特別職：1 夜につき 27,000 円（上限） その他職員：1 夜につき 21,000 円（上限）	定額を支給する。 常勤特別職：1 夜につき 15,000 円 その他職員：1 夜につき 14,000 円

包括宿泊費 【新規】	交通費と宿泊費が一体となったパック旅行商品代のための旅費種目を新設する。 交通費の額と宿泊費基準額の合計を上限とする。	—
宿泊手当 (現行：日当)	日当を廃止し、宿泊に伴う旅行に必要な諸経費（夕朝食の掛かり増しを含む。）に充てる旅費として、2,400 円を定額支給する。 ※食事付きの宿泊の場合、以下のとおり減額する。 夕食又は朝食付：1/3 の額 夕食・朝食付：2/3 の額	定額を支給する。 【鉄道 100 k m 以上等】 特別職：1 日につき 3,500 円 その他職員：1 日につき 3,000 円
(現行：食事料) 【廃止】	—	特別職：1 夜につき 3,500 円 その他職員：1 夜につき 3,000 円 早朝出発（上限）3,500 円 夜中帰着（上限）3,500 円

4 宿泊費基準額について

- (1) 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者
国家公務員における指定職職員等と同等とする。
- (2) (1)以外の者
国家公務員における職務の級が 10 級以下の者と同等とする。

芦屋市職員等の旅費に関する条例施行規則（未定稿）

芦屋市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和41年芦屋市規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市職員等の旅費に関する条例（昭和41年芦屋市条例第17号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第7号に規定する規則で定める者等）

第2条 条例第2条第7号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営業者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行業者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第7号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第3条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第17条、第19条及び第20条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第25条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、条例第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(旅費額を喪失した場合における旅費)

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。以下同じ。）の全部を喪失した場合は、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例及びこの規則により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合は、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
（旅行命令等の変更の申請）

第5条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。
（請求書及び必要な資料の種類等）

第6条 条例第8条第1項に規定する請求書は、出張旅費精算請求書兼出張旅費概算請求書とする。

- 2 条例第8条第1項に規定する必要な資料は、別表第1のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。
（旅費の精算に係る期間）

第7条 条例第8条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

- 2 条例第8条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。
（宿泊費基準額等）

第8条 条例第14条に規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

- 2 条例第14条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用が宿泊費基準額を超える場合であって、次の各号のいずれかに該当すると旅行命令権者が認めたときとする。
- (1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
 - (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- （宿泊手当の定額等）

第9条 条例第16条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

- 2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
 - (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額
- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、1夜当たり2,400円とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらの費用に相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第10条 条例第17条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）。

- 2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として別に定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(退職者等の旅費の細則)

第11条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第12条 条例第21条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第13条 任命権者は、旅費の級別2級の者が、旅費の級別1級の者又は1級の者と同等の旅費の支給を受ける者（この条において「1級旅費受給者」という。）に随行する場合において、その旅行が宿泊を要する旅行であつて1級旅費受給者と同等の旅費を支給しなければ公務上支障をきたすときは、当該旅費の級別2級の者に1級旅費受給者と同等の旅費を支給する。ただし、原則として1名に限るものとする。

- 2 任命権者は、前項に規定する場合のほか、当該任命権者が特に必要があると認める場合は、条例第25条の規定により、旅費を調整することができる。

(給与の種類)

第14条 条例第26条第3項に規定する給与の種類は、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号。以下「一般職給与条例」という。）

に規定する給料、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、管理職手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第15条 旅行者が一般職給与条例第13条の3に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれているときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤庁等以外の地を出発地とする場合又は在勤庁以外の地を到着地とする場合の旅費)

第16条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(旅費の支給日)

第17条 旅費は、概算払の場合のほか、その月分の支給については、翌月20日に支給する。ただし、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年芦屋市規則第5号）第13条第1項ただし書及び第2項の規定は、旅費の支給について準用する。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の芦屋市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「新旅費規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に芦屋市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年芦屋市条

例第 号) による改正後の芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下「新旅費条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の芦屋市職員等の旅費に関する条例（以下「旧旅費条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新旅費条例第 2 条第 2 号に規定する旅行命令権者が新旅費条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新旅費規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新旅費規則第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新旅費規則第 3 条及び第 4 条の規定は、新旅費条例第 3 条第 5 項及び第 6 項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧旅費条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

区分		必要な資料
(1) 鉄道賃	条例第 1 0 条第 1 項第 1 号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第 1 0 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる運賃	その支払を証明するに足る資料
(2) 船賃	条例第 1 1 条第 1 項第 1 号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	条例第 1 1 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
(3) 航空賃	条例第 1 2 条第 1 項第 1 号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料

		その支払を証明するに足る資料
	条例第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
(4) その他の交通費		その支払を証明するに足る資料
(5) 宿泊費		その支払を証明するに足る資料 第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（条例第 14 条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
(6) 包括宿泊費		その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
(7) 転居費		その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 条例第 19 条第 2 項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
(8) 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）		その支払を証明するに足る資料 第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
(9) 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）		その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第 8 条第 2 項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
(10) 退職者等の旅費		請求する種目に相当するものに応じた前各号の区分に掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料
(11) 遺族の旅費		請求する種目に相当するものに応じた第 1 号から第 9 号までの区分に掲げる資料 職員の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）

(12) 旅費額を喪失した場合における旅費	天災又は第4条に掲げる事情により 旅費額を喪失したことを証明するに 足る資料 喪失額を証明するに足る資料
-----------------------	---

別表第2（第8条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	職員の旅費の級別1級の者	職員の旅費の級別2級の者
北海道	20,000円	15,000円
青森県	16,000円	12,000円
岩手県	13,000円	10,000円
宮城県	16,000円	12,000円
秋田県	14,000円	11,000円
山形県	13,000円	10,000円
福島県	12,000円	9,000円
茨城県	14,000円	11,000円
栃木県	14,000円	11,000円
群馬県	16,000円	12,000円
埼玉県	21,000円	16,000円
千葉県	22,000円	17,000円
東京都	27,000円	21,000円
神奈川県	21,000円	16,000円
新潟県	21,000円	16,000円
富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円
山梨県	17,000円	13,000円
長野県	17,000円	13,000円
岐阜県	17,000円	13,000円
静岡県	16,000円	12,000円
愛知県	16,000円	12,000円
三重県	16,000円	12,000円
滋賀県	14,000円	11,000円
京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円
島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円

香川県	2 0, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
愛媛県	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
高知県	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
福岡県	2 2, 0 0 0 円	1 7, 0 0 0 円
佐賀県	1 4, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
長崎県	1 7, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
熊本県	1 8, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円
大分県	1 4, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
宮崎県	1 4, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
鹿児島県	1 4, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
沖縄県	1 6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円